

# 広島県分別収集促進計画（変更）

（第5期）

平成21年6月

広島県

## 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	対象品目	2
4	計画の期間	2
5	容器包装廃棄物の現状	2
6	市町の分別収集計画策定状況	4
7	容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）	4
8	容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）	5
9	分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）	7
別表1	各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第9条第2項第1号）	10
別表2	各年度において得られる特定分別基準適合物の市町別の量の見込み （法第9条第2項第2号）	11
別表3	各年度において得られる法第2条第6項物の市町別の量の見込み （法第9条第2項第3号）	18

## 1 計画策定の趣旨

大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会経済活動の拡大は，私たちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしてきましたが，その一方で，廃棄物問題や地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。

こうした中，国においては，循環型社会の実現に向け，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。）及び「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）並びに「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）など各種リサイクル法に基づく取組が進められてきました。

なかでも，容器包装リサイクル法は，一般廃棄物の中で大きな割合を占め，かつ，再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物<sup>(注)</sup>について，消費者，市町村，事業者それぞれの役割分担のもと，関係者が一体となってその排出抑制及びリサイクルを促進することを定めたものであり，施行による成果と課題を踏まえ，容器包装廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）の一層の推進や容器包装のリサイクルに関する社会全体のコストの効率化などを目指して，平成18年6月に改正が行われたところです。

本県では，容器包装廃棄物の分別収集について，全23市町において容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定し，分別収集する品目も順次拡大が図られています。今後，容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため，分別排出の徹底や分別収集品目の更なる拡大など，関係者の適切な役割分担のもと，容器包装廃棄物の分別収集に係る一層の取組を推進することが必要です。

こうした課題を踏まえ，循環型社会の実現に向けてさらなる取組を進めるため，県内の容器包装廃棄物について，第5期広島県分別収集促進計画を策定しました。

(注) 容器包装廃棄物とは，商品の容器及び包装であって，当該商品が消費され又はその商品と分離された場合に，不要となる物をいいます。

## 2 計画の位置付け

この計画は，容器包装リサイクル法第9条第1項の規定に基づく法定計画です。

容器包装リサイクル法第3条第1項に基づく国の「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即したものであり，県内各市町が容器包装リサイクル法第8条第1項の規定に基づき策定した分別収集計画を踏まえたものです。

また，この計画は，廃棄物の発生抑制，リサイクル，適正処分の基本的方向を示した広島県廃棄物処理計画との整合を図りながら推進します。

### 3 対象品目

この計画は、容器包装廃棄物のうち、市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施する次のものを対象します。

- (1) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色のもの（以下「無色のガラス」という。）
- (2) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、茶色のもの（以下「茶色のガラス」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他のガラス」という。）
- (4) 主として紙製の容器包装であって、(9)又は(10)以外のもの（以下「その他の紙」という。）
- (5) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (6) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(5)以外のもの（以下「その他のプラスチック」という。）
- (7) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール」という。）
- (8) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ」という。）
- (9) 主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」という。）
- (10) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）（以下「紙パック」という。）

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成20年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定します。

### 5 容器包装廃棄物の現状

広島県における一般廃棄物の総排出量は、平成17年度において106.6万トンであり、その処理のフローは、図1のとおりです。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施状況は、表1のとおりであり、平成18年度における容器包装廃棄物の分別収集量の総計は、77,696トンです。

容器包装廃棄物のうち市町が分別収集するものは、主に資源ごみとして収集され、資源化等を行う施設で選別、圧縮等の処理が行われるか、または、直接資源化されます。

図1 平成17年度におけるごみ処理のフロー

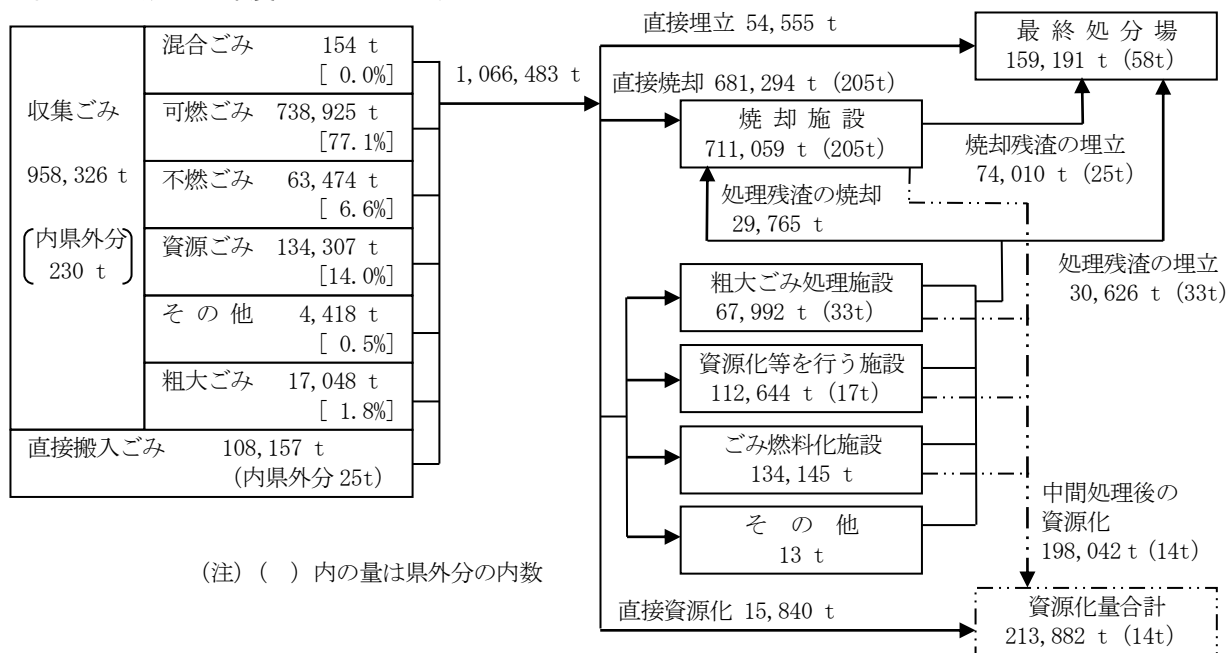


表1 県内の容器包装廃棄物の分別収集実績

(単位：トン)

対象品目\年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
無色のガラス	9,110	9,837	9,181	9,267	8,893	8,753	8,752	8,435	8,019	8,063
茶色のガラス	8,209	9,110	8,973	8,982	8,639	8,515	8,653	8,229	8,002	7,985
その他のガラス	2,269	3,110	2,959	2,969	2,701	2,822	2,971	3,112	2,837	2,780
その他の紙				0	0	0	93	97	42	0
ペットボトル	50	210	411	642	2,731	3,392	3,885	4,460	4,575	5,168
その他のプラスチック				5,713	10,452	13,258	14,082	31,817	32,488	31,513
うち白色トレイ				16	15	13	15	11	13	15
スチール	11,997	11,415	12,183	12,092	11,339	10,741	9,709	8,949	7,790	7,191
アルミ	3,801	4,054	4,367	4,375	4,663	4,661	4,221	3,679	3,349	3,131
段ボール				12,046	11,604	12,154	11,661	11,877	11,637	11,752
紙パック	21	89	73	92	104	106	128	144	245	113
合計	35,457	37,825	38,147	56,178	61,126	64,402	64,155	80,799	78,984	77,696

(注) その他の紙, その他のプラスチック及び段ボールは, 平成12年度から対象品目として追加されました。

品目ごとに見ると、「ペットボトル」については、容器包装リサイクル法が施行された平成9年度以降、各市町において分別収集の取組が進み、分別収集量も着実に増加しています。

「その他のプラスチック」については、平成16年度に、広島市が本格的に分別収集を開始したことなどから収集量が大幅に増加していますが、その後は横ばいとなっています。

「その他の紙」、「紙パック」については、分別収集の取組が進んでいないため、収集量が少ない実績となっています。

その他の品目については、総じて、人口減や他の素材への転換、容器の軽量化等の要因が相まって、収集量が減少傾向となっています。

今後、容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、分別収集の一層の促進を図ることが必要ですが、「その他のプラスチック」については白色トレイ以外のものを分別収集せずに処理する市町が

多いことや、「その他の紙」については容器包装以外の古紙類と併せて収集し再資源化する実態があることから、これらの品目の分別収集については、収集・再資源化の実情を踏まえながら、市町において分別収集に関する環境や体制の整備について検討が図られるよう取組を推進することが重要です。

## 6 市町の分別収集計画策定状況

分別収集計画は、県内全23市町（20市町，2一部事務組合<sup>(注)</sup>）において策定しています。計画期間における対象品目ごとの分別収集計画市町数は、表2のとおりです。

表2 分別収集計画市町数（対象品目ごと）

対 象 品 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色のガラス	22	22	22	22	22
茶色のガラス	22	22	22	22	22
その他のガラス	23	23	23	23	23
その他の紙	2	2	2	2	3
ペットボトル	23	23	23	23	23
その他のプラスチック	21	21	21	21	21
うち白色トレイ	8	8	8	8	8
スチール	23	23	23	23	23
アルミ	23	23	23	23	23
段ボール	21	21	21	21	21
紙パック	16	16	16	16	16

(注) 次の市町は、関係する一部事務組合が分別収集計画の策定主体となっています。

- 安芸太田町及び北広島町（旧芸北町区域のみ）：山県郡西部衛生組合
- 安芸高田市及び北広島町（旧芸北町区域を除く）：芸北広域環境施設組合

## 7 容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

各年度における県内の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表3のとおりです。計画期間内における容器包装廃棄物の排出量は、年間約15万トン程度で推移する見込みです。

なお、市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、別表1のとおりです。

容器包装廃棄物の排出見込量に対し、近年の分別収集量の実績は約8万トンとなっており、残りについては、一部は分別されずに処理されますが、品目によっては、住民等による集団回収など市町による分別収集以外の方法で収集され再資源化されます。

表3 各年度における県内の容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：トン)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
排出量見込み	150,623	150,450	150,681	150,702	151,645

## 8 容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）

各年度における県内の容器包装廃棄物の分別収集量（容器包装リサイクル法第2条第7項に規定する特定分別基準適合物<sup>(注)</sup>の量及び同法第2条第6項に規定する有償又は無償で譲渡できるものとして主務省令で定める物<sup>(注)</sup>（以下「法第2条第6項物」という。）の分別収集量）の見込みは、表4のとおりです。

なお、市町別の対象品目ごとの分別収集量の見込みは、別表2及び別表3のとおりです。

分別収集量の総量は約8万トン弱で推移する見込みですが、特にペットボトル及びその他のプラスチックについては、分別収集量の増加が見込まれています。

表4 県内の容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

(単位：トン)

対 象 品 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
特定分別基準適合物	無色のガラス	7,875	7,855	7,846	7,820	7,799
	茶色のガラス	7,520	7,472	7,421	7,372	7,324
	その他のガラス	2,954	2,928	2,783	2,760	2,737
	その他の紙	733	735	736	736	1,246
	ペットボトル	5,063	5,097	5,115	5,139	5,164
	その他のプラスチック	30,976.5	31,086.5	30,455.5	30,815.5	31,689.4
	うち白色トレイ	19.5	19.5	19.5	19.5	19.4
小 計	55,121.5	55,173.5	54,356.5	54,642.5	55,959.4	
法第2条第6項物	スチール	7,012	6,929	6,739	6,657	6,577
	アルミ	3,102	3,073	3,026	2,995	2,964
	段ボール	13,324	13,338	13,388	13,389	13,385
	紙パック	213.4	211.4	211.4	210.4	210.4
	小 計	23,651.4	23,551.4	23,364.4	23,251.4	23,136.4
合 計	78,772.9	78,724.9	77,720.9	77,893.9	79,095.8	

(注) 特定分別基準適合物と法第2条第6項物は、それぞれ次のものを指します。

- 特定分別基準適合物：分別収集された容器包装廃棄物のうち、無色のガラス、茶色のガラス、その他のガラス、その他の紙、ペットボトル及びその他のプラスチックの各品目について、それぞれ品質に関する基準に適合した状態で指定された施設に保管された物。
- 法第2条第6項物：容器包装廃棄物のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかであるため容器包装リサイクル法に基づく再商品化処理の必要がない物。スチール、アルミ、段ボール及び紙パックが該当。

また、特定分別基準適合物の再商品化方法別の量の見込みは、表5のとおりです。

市町が分別収集した特定分別基準適合物は、容器包装リサイクル法第21条第1項に規定に基づき国が指定する法人（以下「指定法人」という。）へ引き渡すことにより、事業者が主体となって再商品化されることとなりますが、市町における容器包装廃棄物の収集に係る事業形態や、再商品化に係る取引形態、保管施設の整備状況等の実情に応じて、市町が特定分別基準適合物を指定法人に引き渡さず独自に再商品化を実施する場合があります。

特に、無色のガラス及び茶色のガラスについては、従前から、収集したものが状況により再商品化原料として有価で取引されることから、これまでの収集・分別・保管の業務形態も勘案して市町が独自に再商品化を行う傾向が見られます。また、その他の紙については、古紙類と併せて収集し再商品化するため独自処理を行う計画となっています。

表5 特定分別基準適合物の再商品化方法別の量の見込み

(単位：トン)

対象品目	再商品化方法 <sup>(注)</sup>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色のガラス	指定法人	747	736	736	724	715
	独自処理	7,128	7,119	7,110	7,096	7,084
茶色のガラス	指定法人	909	895	874	863	852
	独自処理	6,611	6,577	6,547	6,509	6,472
その他のガラス	指定法人	2,559	2,542	2,402	2,384	2,364
	独自処理	395	386	381	376	373
その他の紙	指定法人	0	0	0	0	510
	独自処理	733	735	736	736	736
ペットボトル	指定法人	4,227	4,336	4,358	4,386	4,415
	独自処理	836	761	757	753	749
その他のプラスチック	指定法人	29,562.5	29,670.5	29,329.5	29,695.5	30,575.4
	独自処理	1,414.0	1,416.0	1,126.0	1,120.0	1,114.0
うち 白色トレイ	指定法人	16.5	16.5	16.5	16.5	16.4
	独自処理	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
合計	指定法人	38,004.5	38,179.5	37,699.5	38,052.5	39,431.4
	独自処理	17,117.0	16,994.0	16,657.0	16,590.0	16,528.0

(注) 再商品化方法の内容は、次のとおりです。

- 指定法人：指定法人へ引き渡して再商品化するもの
- 独自処理：指定法人に引き渡さず、市町が独自に再商品化処理するもの

容器包装リサイクル法では、特定分別基準適合物の再商品化の義務を負う事業者（特定事業者）が、その再商品化を指定法人に委託することができる仕組みとなっており、市町から指定法人へ引き渡された特定分別基準適合物については、指定法人が特定事業者の委託を受けて再商品化処理を行うこととなります。

一方、市町の実情に応じ、分別収集した容器包装廃棄物が指定法人に引き渡されない場合は、市町が独自に再商品化処理を行うこととなります。

なお、指定法人については、現在、「財団法人日本容器包装リサイクル協会」が唯一、国の指定を受けています。



## 9 分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

### (1) 施策の展開

この計画を着実に実施し、循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、容器包装廃棄物の3Rに係る取組をさらに促進するため、次のとおり施策を展開します。

#### ア 容器包装廃棄物の排出抑制

容器包装廃棄物の排出はできる限り抑制することが必要であり、関係者がそれぞれの立場で容器包装の利用を抑制し、容器包装廃棄物の排出を減らす取組を実践することが重要です。

このため、買い物袋やふろしきの持参を通じたレジ袋の使用抑制など、県民や事業者による取組の実践に向けて、市町と連携した普及啓発を行うとともに、デポジット制度等、容器包装廃棄物の排出抑制につながる制度の導入が促進されるよう、国の動向を踏まえ、市町、事業者に対して助言します。

#### イ 分別収集の徹底

排出される容器包装廃棄物については、可能な限り分別して収集し再商品化することが重要であることから、次によりそれぞれの取組を推進し、容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図ります。

##### ○ 適正な分別排出の促進

容器包装廃棄物が着実に分別収集されるためには、ごみの排出時に分別を徹底することが必要です。また、容器包装廃棄物の再商品化を円滑に行うためには、再商品化に適さない異物が混入しないよう適正に分別排出し、収集した容器包装廃棄物の質的向上を図ることが重要です。

そのためには、県民の理解と協力が不可欠であり、県民に対し、市町が定める分別方法に従って適正にごみを分別して排出するよう、市町と連携した普及啓発を行います。

##### ○ 分別収集品目の拡大

市町における分別収集品目の拡大は、容器包装廃棄物の再商品化の推進及び市町のごみ処理量の削減を図る上で重要です。

分別収集実施の検討に当たっては、各市町がごみ処理施設の能力や保管施設の整備状況、ごみ処理事業の効率性等を勘案して計画的に進めることが必要です。

それぞれの市町において、計画された分別収集が着実に実施されるとともに、次期計画に向けてさらなる分別収集品目の拡大に係る取組が円滑に行えるよう、市町に対し助言します。

##### ○ 集団回収等の推進

容器包装廃棄物をできる限り収集し再商品化するため、市町による収集だけでなく、住民等による集団回収や事業者による店頭回収など、容器包装廃棄物の多様な回収ルートを確保することが重要です。

県民及び事業者等の協力の下、集団回収や店頭回収等による容器包装廃棄物の収集が促進

されるよう、市町、事業者に対し助言するとともに、市町と連携した普及啓発を行います。

#### ウ 適正な再商品化処理の推進

分別収集した容器包装廃棄物のうち、特定分別基準適合物は、指定法人へ引き渡すことにより、容器包装廃棄物を使用・製造した事業者の責任により再商品化処理が行われます。

一方、それぞれの市町の実情に応じて、市町が特定分別基準適合物を独自に再商品化する場合は、適正に再商品化処理が実施されることを市町が自ら確認する必要があります。

市町が独自に再商品化処理を実施する場合は、分別収集した容器包装廃棄物が適正に再商品化処理されるよう、市町に対し助言します。

### (2) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集を促進するためには、日常生活の中で、環境との関わりや容器包装廃棄物のリサイクルの重要性等について県民の認識と理解を深めることが大切であり、また、事業者との連携も欠かすことはできません。

そこで、次に掲げる取組を行い、排出抑制及び分別収集の促進につながる普及啓発の推進を図ります。

#### ○ 環境意識の啓発に係る行事の実施、環境関連情報の提供

環境に対する県民の理解・関心等を高めるため、「環境の日」（6月5日）、「環境月間」（6月）「3R推進月間」（10月）等において環境保全関連イベントを実施し、これらの機会をとらえて環境意識の向上や法の仕組みについての普及啓発を行います。

また、県のホームページの環境情報サイト「エコひろしま」等を利用して、リサイクル製品の紹介や3Rの取組に関する環境関連情報を幅広く提供します。

#### ○ 環境にやさしい自主的活動の促進

「ひろしま地球環境フォーラム」や「広島県地球温暖化防止活動推進センター」等の環境保全推進団体と連携し、容器包装廃棄物の排出抑制や集団回収等の実施など、家庭、地域、事業者における3R推進運動等の自主的な取組の促進を図ります。

#### ○ 環境学習・環境教育の推進

県民や事業者が環境学習・環境教育を通じて3Rに対する理解を深め、自主的な取り組みを行うことを促進するため、環境保全アドバイザー等の環境学習指導者を養成するとともに、学校における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が連携し参画する環境学習の体制づくりを支援するなど環境学習・環境教育の推進を図ります。

### (3) 市町相互間の情報交換の促進

この計画が着実に実施されるとともに、さらなる分別収集の促進に係る取組を進めるためには、容器包装廃棄物の分別やリサイクルに関する取組について、市町との連携や情報交換を図ることが必要です。

このため、国の最新の動向、新しいリサイクル技術、廃棄物の排出抑制・リサイクルの状況等について「広島県環境行政総合調整会議」等を活用して情報提供するとともに、市町相互間の情報交換を通じて連携強化を図ります。

#### (4) その他の分別収集の促進に関する事項

##### ○ 施設整備の推進

容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の促進に当たっては、各市町において、リサイクルプラザやリサイクルセンターなどの分別収集に必要な施設の整備を図ることが重要となります。

施設整備の推進に当たり、適切な施設規模や建設・維持管理経費などを勘案し、他の市町との連携も含めて、より効率的な処理体制の構築や施設整備に向けて検討が図られるよう、市町に対し助言します。

##### ○ リサイクル産業への支援

廃棄物全体の発生抑制、減量化、リサイクルの取組を促進するため、事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援し、リサイクル関連産業の育成を図ります。

また、リサイクル製品の利用を促進するため、リサイクル製品の登録を行うとともに、登録製品の積極的な情報提供や県の事務・事業における率先的な使用を図ります。

別表1 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第9条第2項第1号)

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広 島 市	52,555	52,733	52,911	53,013	53,115
呉 市	5,759	5,730	5,699	5,668	5,637
竹 原 市	1,919	1,899	1,880	1,861	1,842
三 原 市	3,456	3,447	3,434	3,427	3,418
尾 道 市	7,356	7,302	7,248	7,194	7,139
福 山 市	43,300	42,800	42,400	42,000	41,600
府 中 市	2,232	2,254	2,277	2,277	2,277
三 次 市	4,356	4,331	4,250	4,225	4,119
庄 原 市	1,317	1,344	1,373	1,373	1,373
大 竹 市	1,972	1,958	1,943	1,928	1,913
東 広 島 市	16,527	16,601	16,628	16,637	16,608
廿 日 市 市	3,024	3,218	3,412	3,584	3,766
江 田 島 市	611	602	592	583	572
府 中 町	910	935	965	997	2,369
海 田 町	529	529	529	829	829
熊 野 町	825	833	847	855	863
坂 町	888	896	906	913	913
大 崎 上 島 町	321	321	321	321	321
世 羅 町	630	623	620	616	612
神 石 高 原 町	206	202	199	195	191
山 県 郡 西 部 合 衛 生 組 合	1,049	1,020	993	964	938
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	881	872	1,254	1,242	1,230
計	150,623	150,450	150,681	150,702	151,645

別表2 各年度において得られる特定分別基準適合物の市町別の量の見込み(法第9条第2項第2号)

## (1) 無色のガラス

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	3,286	3,297	3,308	3,314	3,320
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	3,286	3,297	3,308	3,314	3,320
呉市	783	779	775	771	766
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	783	779	775	771	766
竹原市	115	114	113	112	111
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	115	114	113	112	111
三原市	423	422	420	420	418
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	423	422	420	420	418
尾道市	615	611	606	601	596
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	615	611	606	601	596
福山市	805	765	727	690	656
指定法人	122	116	111	105	100
独自処理	683	649	616	585	556
府中市	305	308	311	311	311
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	305	308	311	311	311
三次市	191	190	189	187	186
指定法人	191	190	189	187	186
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	112	113	114	114	114
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	112	113	114	114	114
大竹市	128	127	126	125	124
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	128	127	126	125	124
東広島市	286	288	288	288	288
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	286	288	288	288	288
廿日市市	144	144	144	144	144
指定法人	135	135	135	135	135
独自処理	9	9	9	9	9
江田島市	58	57	56	55	54
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	58	57	56	55	54
府中町	184	203	224	246	271
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	184	203	224	246	271
海田町	100	100	100	100	100
指定法人	100	100	100	100	100
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	84	85	86	87	88
指定法人	84	85	86	87	88
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	63	65	67	69	70
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	63	65	67	69	70
大崎上島町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
世羅町	78	77	77	76	76
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	78	77	77	76	76
神石高原町	27	26	26	25	25
指定法人	27	26	26	25	25
独自処理	0	0	0	0	0
山県郡西部衛生組合	30	27	24	21	18
指定法人	30	27	24	21	18
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	58	57	65	64	63
指定法人	58	57	65	64	63
独自処理	0	0	0	0	0
計	7,875	7,855	7,846	7,820	7,799
指定法人	747	736	736	724	715
独自処理	7,128	7,119	7,110	7,096	7,084

## (2) 茶色のガラス

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	2,445	2,453	2,461	2,466	2,471
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	2,445	2,453	2,461	2,466	2,471
呉市	657	653	650	646	643
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	657	653	650	646	643
竹原市	151	150	149	148	147
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	151	150	149	148	147
三原市	426	424	423	422	421
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	426	424	423	422	421
尾道市	483	479	476	472	469
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	483	479	476	472	469
福山市	1,268	1,217	1,169	1,122	1,077
指定法人	184	176	170	163	156
独自処理	1,084	1,041	999	959	921
府中市	324	327	330	330	330
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	324	327	330	330	330
三次市	234	233	231	230	229
指定法人	234	233	231	230	229
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	171	173	175	175	175
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	171	173	175	175	175
大竹市	138	137	136	135	134
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	138	137	136	135	134
東広島市	307	308	309	309	308
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	307	308	309	309	308
廿日市市	186	186	186	186	186
指定法人	139	139	139	139	139
独自処理	47	47	47	47	47
江田島市	107	105	103	101	99
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	107	105	103	101	99
府中町	128	135	143	151	159
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	128	135	143	151	159
海田町	80	80	80	80	80
指定法人	80	80	80	80	80
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	81	82	83	84	85
指定法人	81	82	83	84	85
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	65	67	69	71	72
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	65	67	69	71	72
大崎上島町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
世羅町	78	78	77	77	76
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	78	78	77	77	76
神石高原町	29	29	28	27	27
指定法人	29	29	28	27	27
独自処理	0	0	0	0	0
山県郡西部衛生組合	35	31	28	25	22
指定法人	35	31	28	25	22
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	127	125	115	115	114
指定法人	127	125	115	115	114
独自処理	0	0	0	0	0
計	7,520	7,472	7,421	7,372	7,324
指定法人	909	895	874	863	852
独自処理	6,611	6,577	6,547	6,509	6,472

## (3) その他のガラス

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	919	922	925	927	929
指定法人	919	922	925	927	929
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	219	218	217	215	214
指定法人	219	218	217	215	214
独自処理	0	0	0	0	0
竹原市	25	24	23	22	21
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	25	24	23	22	21
三原市	102	102	101	101	101
指定法人	102	102	101	101	101
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	397	391	388	385	383
指定法人	196	194	192	190	188
独自処理	201	197	196	195	195
福山市	451	433	415	399	383
指定法人	451	433	415	399	383
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	114	115	116	116	116
指定法人	114	115	116	116	116
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	93	93	54	54	53
指定法人	93	93	54	54	53
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	29	30	31	31	31
指定法人	29	30	31	31	31
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	50	50	50	50	50
指定法人	50	50	50	50	50
独自処理	0	0	0	0	0
東広島市	6	6	6	6	6
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	6	6	6	6	6
廿日市市	188	188	188	188	187
指定法人	167	167	167	167	166
独自処理	21	21	21	21	21
江田島市	18	18	18	18	17
指定法人	18	18	18	18	17
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	54	50	47	44	41
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	54	50	47	44	41
海田町	33	33	33	33	33
指定法人	33	33	33	33	33
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	39	40	41	42	43
指定法人	39	40	41	42	43
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	24	25	25	25	26
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	24	25	25	25	26
大崎上島町	52	52	52	52	52
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	52	52	52	52	52
世羅町	19	19	19	19	19
指定法人	19	19	19	19	19
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	12	11	11	11	11
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	12	11	11	11	11
山県郡西部衛生組合	7	6	6	5	4
指定法人	7	6	6	5	4
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	103	102	17	17	17
指定法人	103	102	17	17	17
独自処理	0	0	0	0	0
計	2,954	2,928	2,783	2,760	2,737
指定法人	2,559	2,542	2,402	2,384	2,364
独自処理	395	386	381	376	373

## (4) その他の紙

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	599	601	603	604	605
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	599	601	603	604	605
呉市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
竹原市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
三原市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
尾道市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
福山市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
府中市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
三次市	134	134	133	132	131
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	134	134	133	132	131
庄原市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
大竹市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
東広島市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
廿日市市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
江田島市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
府中町	-	-	-	-	510
指定法人					510
独自処理					0
海田町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
熊野町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
坂町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
大崎上島町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
世羅町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
神石高原町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
山県郡西部衛生組合	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
芸北広域環境施設組合	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
計	733	735	736	736	1,246
指定法人	0	0	0	0	510
独自処理	733	735	736	736	736



## (5) ペットボトル

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	2,429	2,437	2,445	2,450	2,455
指定法人	2,429	2,437	2,445	2,450	2,455
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	346	344	342	340	338
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	346	344	342	340	338
竹原市	26	27	28	29	30
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	26	27	28	29	30
三原市	73	73	72	72	72
指定法人	73	73	72	72	72
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	275	273	271	269	267
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	275	273	271	269	267
福山市	863	889	916	943	972
指定法人	863	889	916	943	972
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	70	71	72	72	72
指定法人	70	71	72	72	72
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	113	112	112	111	110
指定法人	113	112	112	111	110
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	67	70	72	72	72
指定法人	67	70	72	72	72
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	98	97	96	95	94
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	98	97	96	95	94
東広島市	203	204	205	205	204
指定法人	203	204	205	205	204
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	199	201	203	205	207
指定法人	199	201	203	205	207
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	64	63	62	61	60
指定法人	0	63	62	61	60
独自処理	64	0	0	0	0
府中町	61	58	55	52	49
指定法人	61	58	55	52	49
独自処理	0	0	0	0	0
海田町	40	40	40	40	40
指定法人	40	40	40	40	40
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	23	22	21	20	19
指定法人	23	22	21	20	19
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	21	22	22	23	23
指定法人	21	22	22	23	23
独自処理	0	0	0	0	0
大崎上島町	20	20	20	20	20
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	20	20	20	20	20
世羅町	13	13	13	13	13
指定法人	13	13	13	13	13
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	9	9	9	9	9
指定法人	9	9	9	9	9
独自処理	0	0	0	0	0
山県郡西部衛生組合	7	8	8	8	8
指定法人	0	8	8	8	8
独自処理	7	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	43	44	31	30	30
指定法人	43	44	31	31	30
独自処理	0	0	0	0	0
計	5,063	5,097	5,115	5,139	5,164
指定法人	4,227	4,336	4,358	4,386	4,415
独自処理	836	761	757	753	749

## (6) その他のプラスチック

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	17,044	17,102	17,160	17,193	17,226
指定法人	17,044	17,102	17,160	17,193	17,226
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	6	6	6	6	6
指定法人	6	6	6	6	6
独自処理	0	0	0	0	0
竹原市	2	2	2	2	2
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	2	2	2	2	2
三原市	912	910	907	905	902
指定法人	912	910	907	905	902
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	2,441	2,423	1,691	1,678	1,665
指定法人	2,441	2,423	1,691	1,678	1,665
独自処理	0	0	0	0	0
福山市	4,855	4,904	4,954	5,005	5,056
指定法人	4,708	4,756	4,805	4,854	4,903
独自処理	147	148	149	151	153
府中市	681	688	695	695	695
指定法人	681	688	695	695	695
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	741	737	732	728	724
指定法人	741	737	732	728	724
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	363	374	385	385	385
指定法人	363	374	385	385	385
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	986	979	971	963	955
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	986	979	971	963	955
東広島市	2,290	2,300	2,304	2,305	2,301
指定法人	2,290	2,300	2,304	2,305	2,301
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	114	114	114	114	114
指定法人	110	110	110	110	110
独自処理	4	4	4	4	4
江田島市	-	-	-	-	-
指定法人	-	-	-	-	-
独自処理	-	-	-	-	-
府中町	7	7	7	7	827
指定法人	7	7	7	7	827
独自処理	0	0	0	0	0
海田町	2	2	2	302	302
指定法人	2	2	2	302	302
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	275	283	290	294	298
指定法人	0	0	290	294	298
独自処理	275	283	0	0	0
坂町	1	1	1	1	1
指定法人	1	1	1	1	1
独自処理	0	0	0	0	0
大崎上島町	-	-	-	-	-
指定法人	-	-	-	-	-
独自処理	-	-	-	-	-
世羅町	168	166	165	164	163
指定法人	168	166	165	164	163
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	24	24	24	23	23
指定法人	24	24	24	23	23
独自処理	0	0	0	0	0
山県郡西部衛生組合	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
指定法人	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
独自処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
芸北広域環境施設組合	64	64	45	45	44
指定法人	64	64	45	45	44
独自処理	0	0	0	0	0
計	30,976.5	31,086.5	30,455.5	30,815.5	31,689.4
指定法人	29,562.5	29,670.5	29,329.5	29,695.5	30,575.4
独自処理	1,414.0	1,416.0	1,126.0	1,120.0	1,114.0

## (7) その他のプラスチックのうち白色トレイ

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広島市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
呉市	6	6	6	6	6
指定法人	6	6	6	6	6
独自処理	0	0	0	0	0
竹原市	2	2	2	2	2
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	2	2	2	2	2
三原市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
尾道市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
福山市	1	1	1	1	1
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	1	1	1	1	1
府中市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
三次市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
庄原市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
大竹市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
東広島市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
廿日市市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
江田島市	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
府中町	7	7	7	7	7
指定法人	7	7	7	7	7
独自処理	0	0	0	0	0
海田町	2	2	2	2	2
指定法人	2	2	2	2	2
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
坂町	1	1	1	1	1
指定法人	1	1	1	1	1
独自処理	0	0	0	0	0
大崎上島町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
世羅町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
神石高原町	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
山県郡西部衛生組合	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
指定法人	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
独自処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
芸北広域環境施設組合	-	-	-	-	-
指定法人					
独自処理					
計	19.5	19.5	19.5	19.5	19.4
指定法人	16.5	16.5	16.5	16.5	16.4
独自処理	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

別表3 各年度において得られる法第2条第6項物の市町別の量の見込み(法第9条第2項第3号)

(1) スチール

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広 島 市	1,432	1,437	1,442	1,445	1,448
呉 市	323	321	319	317	316
竹 原 市	274	274	274	274	274
三 原 市	370	369	368	366	366
尾 道 市	465	462	458	455	451
福 山 市	1,687	1,602	1,522	1,446	1,374
府 中 市	504	509	514	514	514
三 次 市	92	92	75	74	74
庄 原 市	110	112	114	114	114
大 竹 市	98	97	96	95	94
東 広 島 市	690	694	696	696	694
廿 日 市 市	230	230	230	230	230
江 田 島 市	109	107	105	103	101
府 中 町	82	80	79	78	77
海 田 町	50	50	50	50	50
熊 野 町	71	74	77	81	85
坂 町	35	36	37	38	39
大 崎 上 島 町	48	48	48	48	48
世 羅 町	68	67	67	67	66
神 石 高 原 町	33	32	31	31	30
山 県 郡 西 部 合 衛 生 組 合	24	22	21	19	17
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	217	214	116	116	115
計	7,012	6,929	6,739	6,657	6,577

## (2) アルミ

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広 島 市	893	896	899	901	903
呉 市	302	301	299	298	296
竹 原 市	59	59	59	59	59
三 原 市	139	138	138	137	137
尾 道 市	243	242	240	238	236
福 山 市	580	551	524	498	473
府 中 市	100	101	102	102	102
三 次 市	96	96	95	94	94
庄 原 市	54	55	56	56	56
大 竹 市	60	60	60	60	60
東 広 島 市	154	155	155	155	155
廿 日 市 市	126	126	126	126	126
江 田 島 市	29	29	28	28	27
府 中 町	35	33	31	29	27
海 田 町	48	48	48	48	48
熊 野 町	27	26	26	26	26
坂 町	30	31	32	33	33
大 崎 上 島 町	26	26	26	26	26
世 羅 町	25	25	25	25	25
神 石 高 原 町	7	7	7	7	6
山 県 郡 西 部 合 衛 生 組 合	18	18	18	18	18
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	51	50	32	31	31
計	3,102	3,073	3,026	2,995	2,964

## (3) 段ボール

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広 島 市	7,647	7,673	7,699	7,714	7,729
呉 市	1,290	1,283	1,276	1,270	1,262
竹 原 市	63	63	63	63	63
三 原 市	-	-	-	-	-
尾 道 市	1,085	1,077	1,069	1,061	1,053
福 山 市	43	43	42	42	41
府 中 市	125	126	127	127	127
三 次 市	457	454	452	449	446
庄 原 市	139	140	142	142	142
大 竹 市	414	411	408	405	402
東 広 島 市	314	315	316	316	316
廿 日 市 市	470	470	469	469	469
江 田 島 市	226	223	220	217	214
府 中 町	333	343	353	364	375
海 田 町	170	170	170	170	170
熊 野 町	136	133	131	129	127
坂 町	86	89	92	94	95
大 崎 上 島 町	175	175	175	175	175
世 羅 町	-	-	-	-	-
神 石 高 原 町	65	64	63	62	60
山 県 郡 西 部 合 衛 生 組 合	9	9	9	9	9
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	77	77	112	111	110
計	13,324	13,338	13,388	13,389	13,385

## (4) 紙パック

(単位:トン)

市 町 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広 島 市	-	-	-	-	-
呉 市	20	20	20	20	20
竹 原 市	3	3	3	3	3
三 原 市	-	-	-	-	-
尾 道 市	31	30	30	30	30
福 山 市	1	1	1	1	1
府 中 市	9	9	9	9	9
三 次 市	81	80	80	79	79
庄 原 市	5	5	5	5	5
大 竹 市	-	-	-	-	-
東 広 島 市	1	1	1	1	1
廿 日 市 市	16	16	16	16	16
江 田 島 市	-	-	-	-	-
府 中 町	26	26	26	26	26
海 田 町	6	6	6	6	6
熊 野 町	6	6	6	6	6
坂 町	4	4	4	4	4
大 崎 上 島 町	-	-	-	-	-
世 羅 町	-	-	-	-	-
神 石 高 原 町	-	-	-	-	-
山 県 郡 西 部 合 衛 生 組 合	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	4	4	4	4	4
計	213.4	211.4	211.4	210.4	210.4